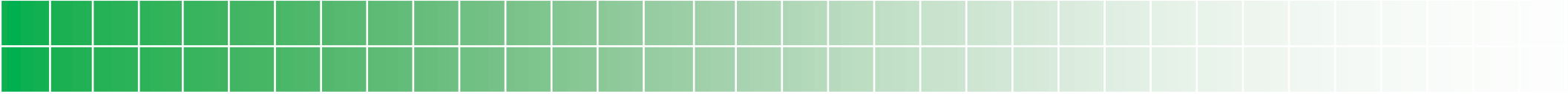


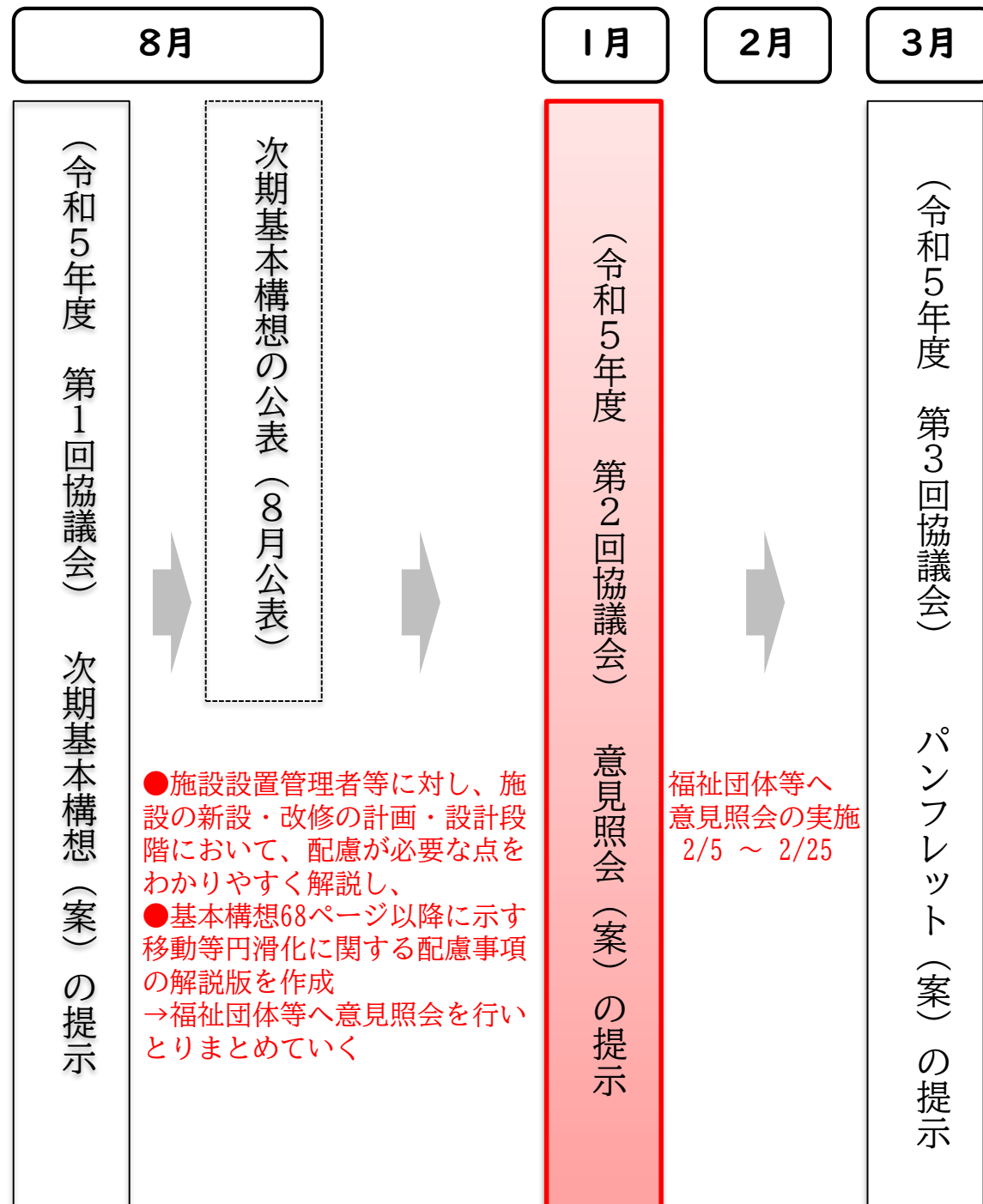
資料3



移動等円滑化に関する配慮事項の
深度化について

移動等円滑化に関する配慮事項の深度化について

■令和5年度



■福祉のまちづくりの取組（当事者参加）

課題：基本構想P23

- ・施設整備等にあたり、多様な関係者者の協力を得て参画の機会を積極的に設ける
- ・障がい者等の意見を反映する仕組みの検討が必要

（神奈川県みんなのバリアフリー街づくり条例 改正
（令和4年10月21日施行）
→当事者等の参画施設整備の計画段階から、障がい者等を含む多様な関係者の参画を得て整備を行っていくことを明記

方向性・方針：基本構想P38

市民参加の充実

- ・施設整備の計画段階における市民参加を推進
- ・市民部会を主体とし、多様な市民参加と協働による心のバリアフリーの推進に向けた取組を継続的に展開

対策：基本構想P167

- ・茅ヶ崎市バリアフリー基本構想推進協議会を引き続き設置
- ・継続的に市民意見を聴取する場などを設けていく

■設計・計画段階における当事者参加

市民参加の充実

当事者参加については、基本構想P68～P90に示す共通の配慮事項を活用していきたい。

→内容をわかりやすく記載し、パンフレット化し施設設置管理者等へ配付

茅ヶ崎市バリアフリー基本構想

移動等円滑化に関する配慮事項の解説パンフレット(案)

茅ヶ崎市



解説パンフレット作成の目的と構成

目的

本パンフレットでは、「茅ヶ崎市バリアフリー基本構想」の68ページ以降に示す「移動等円滑化に関する配慮事項」を基に、施設設置管理者を含む関係事業者の皆様に対し、施設の新設・改修の計画・設計段階において、“特に配慮が必要な点”をピックアップして、解説を記載したものです。

解説の内容については、基本構想策定時に実施した推進協議会や市民部会で出たご意見に加え、近年バリアフリーに関する意見交換でよく出るご意見を基に「主な対象者、困りごと、具体的な配慮内容、事例」等を整理しています。

計画・設計段階では、「基準に沿った整備」のみではなく、「ユーザビリティ（利用者の使い勝手）」が重要とされています。これらを参考としていただきながら、今後もバリアフリー整備をお願いいたします。

パンフレットの構成

68ページ以降に示す配慮事項の表を掲載

配慮事項に対し、特に配慮が必要な対象者・具体的な配慮事項を記載

No.	項目	配慮事項
1	通路	通路の安全対策（混雑時）
2	ホーム	ホーム上の安全対策 （可動式ホーム柵*設置、ホームと車両の段差や隙間の縮小 等）
		乗車位置の明示（車いす使用者）
3	案内	だれもがわかりやすい多様な案内・情報提供に配慮 （やさしい日本語の使用や見やすい位置への配置 等）
4	教育啓発等	駅員教育の実施（多様な利用者への適切な対応）
		利用ルール啓発 （駅利用者へのエレベーターや車いす使用者用トイレなど）
5	役務の提供等	駅員による役務の提供の徹底と人的対応の充実
6	その他	パソコンやスマートフォン等のICT*機器・サービスを利用できないことによるデジタル格差の解消に配慮した情報バリアフリーに配慮 （多種多様な方法による情報伝達 等）

視覚障がい者、車椅子使用者 など
衝突防止のため、動線上に障害物(案内用の看板、ベルトパーテーション等)を置かない。

車椅子使用者
ホームドアや床面に乗車位置が分かるよう表示する。
合わせて、エレベーターを降りた位置から乗車位置をサイン等で表示するとさらに分かりやすい。

知的障がい者、発達障がい者、子ども、外国人 など
難しい言葉は理解できないため、小学校低学年でもわかる“やさしい日本語”を用いた案内となるよう配慮が必要である。
例:バス乗降場 → バス乗り場・バス降り場 等
※難しい漢字等もひらがな表記にする等

外国人
声掛けに関するポスターも「May I help you?」よりも、「どうしましたか?」「どこにいきますか?」等の“やさしい日本語”を用いた方が英語圏以外の方にも通用しやすくて良い。【市民意見より】

1. 公共交通特定事業

(ア) 鉄道のバリアフリー化

α 旅客施設（鉄道駅）：茅ヶ崎駅 【P.69】

No.	項目	配慮事項
1	通路	通路の安全対策（混雑時）
2	ホーム	ホーム上の安全対策 （可動式ホーム柵*設置、ホームと車両の段差や隙間の縮小 等）
		乗車位置の明示（車いす使用者）
3	案内	だれもがわかりやすい多様な案内・情報提供に配慮 （やさしい日本語の使用や見やすい位置への配置 等）
4	教育啓発等	駅員教育の実施（多様な利用者への適切な対応）
		利用ルール啓発 （駅利用者へのエレベーターや車いす使用者用トイレなど）
5	役務の提供等	駅員による役務の提供の徹底と人的対応の充実
6	その他	パソコンやスマートフォン等のICT*機器・サービスを利用できないことによるデジタル格差の解消に配慮した情報バリアフリーに配慮 （多種多様な方法による情報伝達 等）

視覚障がい者、車椅子使用者 など
衝突防止のため、動線上に障害物(案内用の看板、ベルトパーテーション等)を置かない。※特に視覚障がい者誘導用ブロックの上。

車椅子使用者
ホームドアや床面に乗車位置が分かるよう表示する。
合わせて、エレベーターを降りた位置から乗車位置をサイン等で表示するとさらに分かりやすい。

知的障がい者、発達障がい者、子ども、外国人 など
難しい言葉は理解できないため、小学校低学年でもわかる“やさしい日本語”を用いた案内となるよう配慮が必要である。
例:バス乗降場 → バス乗り場・バス降り場 等
※難しい漢字等もひらがな表記にする等

外国人
声掛けに関するポスターも「May I help you?」よりも、「どうしましたか?」「どこにいきますか?」等の“やさしい日本語”を用いた方が英語圏以外の方にも通用しやすくて良い。【市民意見より】

車椅子使用者、視覚障がい者、聴覚障がい者 など

各障がいの特性や困りごとを把握した上で、適正な支援方法を行えるよう研修等を実施する。
（なぜその支援が必要なのかを考える）

知的障がい、発達障がい、精神障がい、自閉症等の見た目で分かりにくい障がいの方

見た目で分かりにくい障がいの特性や困りごとを把握した上で、どのような支援が求められ、可能な対応は何かを考える。

ニーズは個々によって異なるものの、基本的には「見守り」の姿勢が求められる。特に、人混みや不慣れな場所ではパニックになりやすいため、安心してもらえるような“やさしい対応”が求められる。

【最新事例：空港の取組】

- ヘルプストラップ(成田国際空港)、ひまわり支援ストラップ(羽田国際空港 他)
見た目で分かりにくい障がいのある方が、一目で障がいがあることが分かるようストラップをかけることで、当事者と管理者ともに支援が受けやすい/しやすい環境を作ることができる。

成田国際空港:<https://www.narita-airport.jp/jp/bf/service/info20>

羽田国際空港:<https://tokyo-haneda.com/service/facilities/sunflower.html>



1. 公共交通特定事業

(ア) 鉄道のバリアフリー化

α 旅客施設（鉄道駅）：北茅ヶ崎駅 【P.69】

No.	項目	配慮事項
1	通路	バリアフリー化された経路の確保（改札口からホームまで）
2	ホーム	ホーム上の安全対策 （内方線付点状ブロックの設置、ホームと車両の段差や隙間の縮小等）
3	券売機	移動等円滑化基準に沿った設備改良（券売機の蹴込み*の設置など）
4	トイレ	バリアフリースイールの設置（多様な利用者への適切な対応）
5	案内	音声案内の充実（無人化の時間帯など）
6	教育啓発等	駅員教育の実施（多様な利用者への適切な対応）
7	役務の提供等	駅員による案内やサポートなどの対応の充実
8	その他	パソコンやスマートフォン等のICT*機器・サービスを利用できないことによるデジタル格差の解消に配慮した情報バリアフリーに配慮（多種多様な方法による情報伝達 等）

視覚障がい者、車椅子使用者 など
衝突防止のため、動線上に障害物(案内用の看板、ベルトパーテーション等)を置かない。※特に視覚障がい者誘導用ブロックの上。

車椅子使用者、肢体不自由者、知的・発達障がい者 など
バリアフリースイールの使用法は障がいによって異なり、必要とする機能が異なる。例:便器への背もたれの有無、大型ベッドの有無 等
具体的にこういった機能が便室内にあるのか、HP等に“写真付き”で情報提供されていると、当事者は利用駅の選択がしやすくなる。

P.2を参照

視覚障がい者 など

駅係員が不在の場合、移動支援の受け方や困った時や緊急時の問合せ方法等が分からず、不安を抱えていることがある。

無人時間帯の場合、“当事者が単独移動ができるための補助設備(視覚障がい者誘導用ブロック、音声案内)等の整備”が必要である。当事者が求める音声案内の情報は以下が挙げられる。

在席時(有人)：在席している旨、無人時間帯の案内

不在時(無人)：出入口～窓口付近 ➡ 不在である旨、無人時間帯の案内、インターホンの設置位置を知らせる案内

インターホンの設置位置 ➡ インターホンの設置を知らせる案内、使用方法の説明(簡潔に)

精算機付近 ➡ 精算用のインターホンの案内、使用方法の説明(簡潔に)

トイレ ➡ トイレの設置案内(男女別・バリアフリースイールの設置案内も含む)、各便房出入口付近には、便房内の形状(ブースや手洗い場等の設置位置等)の案内

また、音声案内を設置する場合、以下の点への配慮が必要である。

- 各種施設や設備の場所を特定する音声案内が聞き取りやすいよう、周辺の音環境の整理を行う。
- インターホンやトイレの音声案内については、“音像定位ができる位置・方向”への設置が重要である。【音が出ている方向と案内先(音声案内の内容)を一致させる】
- だれでもわかりやすいよう、“やさしい日本語”を用いた、簡潔な案内とする。

1. 公共交通特定事業

(ア) 鉄道のバリアフリー化

b 車両等 【P.70】

No.	項目	配慮事項
1	案内	だれもがわかりやすい多様な案内・情報提供に配慮 (やさしい日本語の使用や見やすい位置への配置 等)
2	教育啓発等	マナー啓発 (駅利用者への優先席や車いすスペースの優先利用)
		駅員教育の実施 (多様な利用者への適切な対応)

知的障がい、発達障がい、子ども、外国人 など
難しい言葉は理解できないため、小学校低学年でもわかる“やさしい日本語”を用いた案内となるよう配慮が必要である。
例:バス乗降場 → バス乗り場・バス降り場 等
※難しい漢字等もひらがな表記にする等

外国人
声掛けに関するポスターも「May I help you?」よりも、「どうしましたか?」「どこにいきますか?」等の“やさしい日本語”を用いた方が英語圏以外の方にも通用しやすくて良い。【市民意見より】

P.2を参照

1. 公共交通特定事業

(イ) バスのバリアフリー化

α 車両等：路線バス、コミュニティバス 【P.71】

No.	項目	配慮事項
1	乗降口	バリアフリー化された車両への代替（ノンステップバスなど）
		設備の使用方法の案内（ベビーカーの固定方法の説明などの改善）
		障がい者仕様のICカードの導入
2	案内・情報提供	行先が複数あるバス停留所での案内や情報提供（車外アナウンス等）
3	教育啓発等	乗務員の教育を実施（多様な利用者への適切な対応）
		乗客への啓発を実施 （高齢者、障がい者等への座席の譲り合いや障がい理解等に関する声かけ・ポスター掲示・動画を流す 等）
4	役務の提供等	安心・安全な乗降の提供 （バス停留所への正着*やニーリング*（車両を傾けて勾配を緩和する）の徹底）
		円滑な乗降に必要なサポートの徹底（車いす使用者やベビーカー）
		筆談具やコミュニケーション支援ボードの設置及び設置に関する案内の提示
5	その他	パソコンやスマートフォン等のICT*機器・サービスを利用できないことによるデジタル格差の解消に配慮した情報バリアフリーに配慮 （多種多様な方法による情報伝達 等）

子ども連れ

ベビーカーで利用する際の利用方法（一連の流れ）を整理した案内（ポスター）を作成し、乗車口や車内の当該箇所に添付する等の配慮が必要である。
※HPに掲載しているのみでは、一部利用者しか確認しない（周知されない）利用者のみでなく、周囲にもベビーカーの利用方法を周知するにも良いため、心のバリアフリーの取組の一助となる。

視覚障がい者

特に、駅到着時の停車位置を口頭で簡単に知らせてあげると良い。
可能な場合、目的地を確認し、視覚障がい者誘導用ブロックの位置と合わせて簡単に案内すると当事者は移動しやすくなる。

1. 公共交通特定事業

(イ) バスのバリアフリー化

b その他：路線バス、コミュニティバス 【P.72】

No.	項目	配慮事項
1	バス停留所	バス停留所へのベンチ・上屋の設置や安全な待合空間の確保 (道路管理者や沿道との協議)
		バスが正着(停留所に寄せてまっすぐ停車)しやすく、車両との段差が生じない構造に改良(道路管理者との連携)
2	案内・ 情報提供	バス停留所の案内の充実 (時刻表にノンステップバス運行の表示、わかりやすい路線図、乗継案内、ピクトグラム、多言語化、ルビ、やさしい日本語の使用等)
		音声案内や電光掲示による情報提供 (バス停留所へのバス接近表示システム*)

全利用者

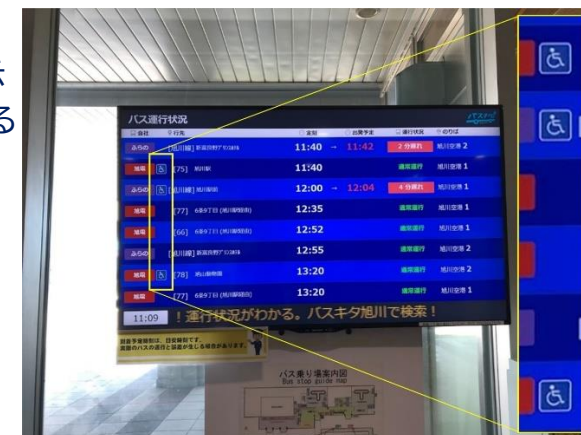
鉄道駅の場合、駅出入口からバス停留所まで連続した上屋の設置が重要である。

車椅子使用者、ベビーカー利用者

時刻表に“国際シンボルマーク”を表示し、車椅子でも乗降可能であることがわかるようにすると、直感的に分かりやすい。

【事例：旭川空港の取組】

車両の車椅子対応状況を表示し、利用者が車両を選択できるように情報提供している。



知的障がい者、発達障がい者、子ども、外国人 など

難しい言葉は理解できないため、小学校低学年でもわかる“やさしい日本語”を用いた案内となるよう配慮が必要である。

例：バス乗降場 → バス乗り場・バス降り場 等

※難しい漢字等もひらがな表記にする等

1. 公共交通特定事業

(ウ) タクシーのバリアフリー化

a 車両等 【P.73】

No.	項目	配慮事項
1	乗降口	車いすのまま乗車できるユニバーサルデザインタクシーや福祉タクシーの導入
2	案内	だれもがわかりやすい多様な案内・情報提供に配慮 (やさしい日本語の使用や見やすい位置への配置等)
3	教育啓発等	乗務員の教育を実施(多様な利用者への適切な対応等)
4	役務の提供等	筆談具やコミュニケーション支援ボードの設置及び設置に関する案内の提示
		乗務員による役務の提供の徹底(多様な利用者への適切な対応)
6	その他	パソコンやスマートフォン等のICT機器・サービスを利用できないことによるデジタル格差の解消に配慮した情報バリアフリーに配慮 (多種多様な方法による情報伝達 等)

車椅子利用者

HP上に導入している車種・台数の情報提供をする。
合わせて、以下の情報を掲載することで、利用者が車両選択をしやすくなる。

- 車両の扉幅やスロープ板の幅員・耐久荷重
- 乗降時に必要な歩道幅員

⇒乗車拒否に起因する最大の要因にもなる。利用者が必要な幅員を予め把握していることで、乗車場所や目的地の場所を設定しやすくなる。

知的障がい者、発達障がい者、子ども、外国人 など

【タクシー乗降場】

難しい言葉は理解できないため、小学校低学年でもわかる“やさしい日本語”を用いた案内となるよう配慮が必要である。
例:タクシー乗降場 → タクシー乗り場・タクシー降り場 等
※難しい漢字等もひらがな表記にする等

視覚障がい者

特に、駅到着時の停車位置を口頭で簡単に知らせてあげると良い。
可能な場合、目的地を確認し、視覚障がい者誘導用ブロックの位置と合わせて、簡単に案内すると当事者は移動しやすくなる。

2. 道路特定事業

(ア) 道路・駅前広場・立体横断施設のバリアフリー化 ①【P.74】

No.	項目	配慮事項
1	歩道等	移動等円滑化基準に適合した整備(2m以上の幅員、平坦で滑りにくい舗装、視覚障がい者誘導用ブロックの設置等)
		がたつきの解消(車いすやベビーカーががたつきにくい舗装材の採用)
		歩行者の安全性の向上(自転車通行空間の明示)
		歩道と車道の勾配を解消(車両乗り入れ部や交差点部)
		視覚障がい者が認識でき、車いすが円滑に通行できる歩車道境界ブロックの整備
		視覚障がい者誘導用ブロックを適切に設置(歩車道境界やバス停留所・生活関連施設前等の必要な箇所への設置、JIS規格*への適合、周囲との色の差の確保、ブロックの両側(60cm程度)は障害物を設けない等)
		側溝のフタ(グレーチング)等の改良(白杖や車いすの移動の障がいとならない目の細かいものに改良)
		バス停を設置する場合は、バスが正着しやすく、車両との段差が生じない構造に改良
		電柱や街灯等が歩行者の通行の妨げにならないように配慮

車椅子使用者、ベビーカー など【平坦で滑りにくい舗装】

移動時にがたがたしない舗装とする。
インターロッキングブロックを用いる場合、ユニバーサルデザインに配慮したブロックとする等、スムーズな移動に配慮した舗装を選択する。

視覚障がい者【視覚障がい者誘導用ブロック】

当事者が“迷わず、認識できる”よう、誘導用ブロックの敷設位置や色を選択する必要がある。

形状：JIS T9251に準じたものを採用する。

色：基準では「誘導用ブロックと舗装色との輝度比が3.0以上確保できていれば良い」と示されているが、当事者は“黄色”が最も認識しやすい。デザイン性を考慮したい場合、検討している誘導用ブロックを用いて、舗装色に対する見やすさを確認していただく等、認識しやすい色を選択するような配慮が必要である。

あるいは、誘導用ブロックの両端に舗装との区別をつけるための線を引く等の工夫もある。

敷設位置：誘導用ブロックの両端60cm(点状ブロック2列分)以内には、壁面を含む障害物がないようにする。個々人によって誘導用ブロックの辿り方が異なる(ブロック上を歩行する人、ブロック端を左右どちらから認識する人等)ため、衝突防止・安全性の確保の面から配慮が必要である。

車椅子使用者、視覚障がい者、ベビーカー

車椅子使用者・ベビーカーは段差なし、視覚障がい者は歩車道境界が認識しやすいよう段差を必要とする等、相反する意見が出ている。

これらの要望を受け、“ユニバーサルデザインブロック”として、段差を2cmに設定しているものや、0cmと2cmを併設した歩車道境界ブロックが開発されている。歩道幅員に応じて、相互が移動しやすい形状を選択する必要がある。

【事例：静岡空港の取組】

車椅子と視覚障がい者に配慮し左側を車椅子、右側を視覚障がい者に配慮した設計としている。
左側：段差0cm
右側：段差2cm
また、車椅子等が車道に飛び出さないよう、擦りつけ勾配を緩やかに設定している。



2. 道路特定事業

(ア) 道路・駅前広場・立体横断施設のバリアフリー化 ②【P.75】

No.	項目	配慮事項
1	歩道等	商店街等では、沿道店舗と連携した出入口部の段差解消やたまり空間の確保
		沿道敷地と連携した段差の解消（生活関連施設等への円滑なアクセス）
		歩道のない道路では、経路の実状に合わせて可能な交通安全対策を実施（路肩の拡幅、平坦化、カラー舗装化、一方通行化、駐停車抑制策、電柱等の移設等）（交通管理者と連携）
2	駅前広場	タクシー乗降場の構造（高齢者、障がい者との利用に配慮）
3	駅前広場・立体横断施設	エレベーターは、障がい者等が利用しやすい構造（わかりやすいボタン、足下まで見える鏡の設置、音声案内、手すりなど）とし、利用実態に合った十分な大きさや稼働時間を確保
		駅前広場・立体横断施設などのエレベーターやスロープ、乗降場などの案内は、大きくわかりやすいピクトグラム（標準案内用図記号）等を活用
4	立体横断施設	歩道橋のバリアフリー化（エレベーターの設置、スロープの設置、交通管理者と連携し撤去・平面横断化等）
5	踏切	安全な歩行空間の確保（歩車道分離、斜め踏切の改良、踏切内の平滑化等）（鉄道事業者と連携）
		視覚障がい者の安全な誘導対策の検討（視覚障がい者誘導用ブロックの連続設置等）（鉄道事業者と連携）
6	案内	生活関連経路上の主要な箇所に、多様な利用者に配慮した見やすく、わかりやすい公共サイン（地図や施設案内、通り名称表示等）を設置（必要に応じ点字表示、ピクトグラム、多言語化、ルビ、やさしい日本語の使用等）
7	防災	避難経路等について、だれもがわかりやすい多様な案内を表示（ピクトグラムや多言語化、ルビ、やさしい日本語の使用等）
8	安全対策	歩道等の適正な機能を確保（視覚障がい者誘導用ブロック上への放置自転車、歩道を狭める看板、商品陳列などへの指導）
		違法駐車や自転車等の放置における取り締まりの強化（違法駐車等防止重点地域や自転車等放置禁止区域、交通管理者や本市との連携）
9	維持管理	適切な維持管理（舗装、視覚障がい者誘導用ブロック、植栽の枝、公共サイン等）
10	教育啓発等	自転車利用者へのルール啓発や取締りの強化（交通管理者と連携）
		市民が使い方を共有できるみちづくりへの取組（参加型取組）

特に、車椅子使用者

車椅子がUDタクシーや福祉タクシー等を利用して乗降できるスペースの確保や、乗り場までの円滑な移動を確保する必要がある。
乗降スペース：特に後方乗りタイプでも乗降できるスペースの確保
円滑な移動：乗り場の段差をなくすor段差がある場合はスロープを併設する

車椅子使用者、視覚障がい者 など

歩道橋を設置する場合、橋脚を除いて、車椅子同士でも行き来できる幅員の確保が必要である。

視覚障がい者

現状では、踏切内外への誘導用ブロックの敷設方法は明確化されていない状況である。誘導用ブロックを敷設する場合、当事者団体と現場で意見交換等を行った上で敷設位置やブロックの形状等の検討が必要である。

知的障がい者、発達障がい者、子ども、外国人 など

難しい言葉は理解できないため、小学校低学年でもわかる“やさしい日本語”を用いた案内となるよう配慮が必要である。
※ルビを振ることで情報量が増え、見やすさが低下する恐れもあるため、難しい漢字等はひらがな表記にする等、だれも見やすく、わかりやすい表記とする。

全利用者

不特定多数の利用者が見込まれる公共施設では、一目でその表現内容を理解できるようJIS Z8210でピクトグラム（標準案内用図記号）を規定されている。異なる場所でも統一した情報提供がなされることで、利用者の円滑な移動に寄与されるため、案内を作成する際には配慮が必要である。

3. 交通安全特定事業

(ア) 交通安全施設（信号機等）のバリアフリー化【P.77】

No.	項目	配慮事項
1	信号機等	バリアフリー化された信号機の設置 (音響式信号機、経過時間表示式信号機* 等)
		主要な交差点へのエスコートゾーンの設置 (特に変則的な形状の交差点内への設置を推進)
		通行時間の確保(適切な青時間の確保や青延長用押しボタンの設置)
		標識・標示、信号機の見やすさ(高輝度*化やLED化 等)
		音響式信号機への音響・音声案内を受けられる小型送受信機の導入 (または時間制限の見直し、押しボタンの設置位置の改善)
2	安全対策	歩道のない道路では、経路の実状に合わせて可能な交通安全対策を実施 (路肩の拡幅、区画線の連続設置、一方通行化、駐停車抑制策 等) (道路管理者と連携)
		見やすく、わかりやすい案内表示を設置 (歩車分離信号の交差点では、自転車の横断方法や斜め横断禁止)
		違法駐車や自転車等の放置における取り締まりの強化 (違法駐車等防止重点地域や自転車等放置禁止区域、交通管理者や市との連携)
3	教育啓発等	自転車利用者へのルール啓発や取締りの強化(道路管理者や市との連携)

視覚障がい者、車椅子使用者 など
衝突防止のため、動線上に障害物(案内用の看板、ベルトパーテーション等)を置かない。※特に視覚障がい者誘導用ブロックの上。

車椅子使用者
ホームドアや床面に乗車位置が分かるよう表示する。
合わせて、エレベーターを降りた位置から乗車位置をサイン等で表示するとさらに分かりやすい。

知的障がい者、発達障がい者、子ども、外国人 など
難しい言葉は理解できないため、小学校低学年でもわかる“やさしい日本語”を用いた案内となるよう配慮が必要である。
例:バス乗降場 → バス乗り場・バス降り場 等
※難しい漢字等もひらがな表記にする等

外国人
声掛けに関するポスターも「May I help you?」よりも、「どうしましたか?」「どこにいけますか?」等の“やさしい日本語”を用いた方が英語圏以外の方にも通用しやすくて良い。【市民意見より】

4. 建築物特定事業

(ア) 建築物のバリアフリー化 ①【P.78】

No.	項目	配慮事項
1	出入口・敷地内通路	バリアフリー化された出入口・敷地内通路の確保（道路から主要な出入口には段差や溝を設けない、通行しやすい扉（自動ドアなど）、車いす使用者に配慮した幅の確保（最低80cm、90cm以上が望ましい）等）
2	通路（廊下）	主要な通路における段差の解消（スロープの設置 等）
		主要な通路は、物や設備などで狭くならないように配慮（120cm以上を確保） 待合室やロビーなど多くの人が集まる場所では、車いす使用者がとどまることができるよう、いす等のない空間を確保
3	上下移動	エレベーターは、障がい者等が利用しやすい構造（わかりやすいボタン、足下まで見える鏡の設置、音声案内、手すりなど）とし、利用実態に合った十分な大きさや基数を確保
		エレベーターの周囲には物を置かず、乗降する車いすがスムーズに通行できる空間を確保（150cm角以上） 安心して利用できる階段に配慮（両側手すりの設置、段を突き出さない、段鼻の色の強調、点字での行先表示 等）
4	トイレ	バリアフリースイールの設置（高齢者、障がい者等が利用しやすい場所への設置、広い空間、手すり、大型ベッド、オストメイト対応設備）
		車いす使用者用トイレの利用集中の回避（ベビーチェアやベビーベッドは男女別トイレにそれぞれ設置する 等）
		男女別トイレの改善（洋式化、子供用便座、手すり、車いす使用者やベビーカー利用者も利用可能な広めの便房 等）
		トイレ内部を認識しやすい工夫への配慮（洗浄ボタンやペーパーの配置の統一、トイレ内の配置や各ボタンの使い方などについてわかりやすい案内や説明書きを設ける、床と壁・便器・手すりなどのコントラストを確保 等）
		非常事態を聴覚障がい者に知らせることができるフラッシュライト等の設置
		バリアフリースイールに尿器（尿瓶、差し込み式便器等）を配置
5	駐車場	車いす使用者用駐車施設の設置（安全な乗降空間の確保、出入口付近に設置、国際シンボルマークの表示 等）

聴覚障がい者

緊急時の受話器が表記された“非常用呼出しボタン”は、聴覚障がい者は聞くことができない／聞き取りにくいと、押すことに躊躇してしまう現状がある。可能な限り、「呼出し中、応答中（係員が話しかけている）、係員が向かっている」等の状況が認識できる視覚的情報が必要である。

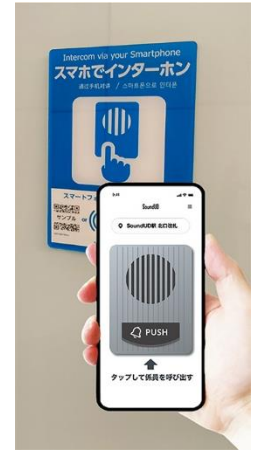
【事例：スマホでインターホン(サウンドUD)】

ヤマハ(株)では、「スマホでインターホン」という、スマホを専用パネルにかざすだけで、近距離無線通信(NFC)やQRコードの機能を用いて、係員と対話ができる機能を開発している。

音声対話に加え、文字でのやりとりや自動翻訳機能による多言語化にも対応しているため、外国人でも利用しやすくなっている。

参照：<https://soundud.org/sud/>

※東急電鉄、京阪電気鉄道、京浜急行電鉄、東海道新幹線にて導入済



視覚障がい者

手すりに点字表示する場合、階数のみでなく、主な行き先を併記することでさらに目的地に向かいやすくなる。特に、単独移動する視覚障がい者の取得情報として有効である。

例：1階 出入口・総合窓口 ⇒ 2階 会議室 など

車椅子使用者、肢体不自由者、知的障がい者、発達障がい者、子ども連れ など

バリアフリースイールの使用方法は利用者によって異なり、必要とする機能が異なる。例：便器への背もたれの有無、大型ベッドの有無 等
具体的にどういった機能が便房内にあるのか、HP等に“写真付き”で情報提供されていると、当事者は施設選択がしやすくなる。

聴覚障がい者

ここでいう“フラッシュライト”は火災報知器等とは別に、トイレや授乳室等の個室空間に聴覚障がい者がいる場合に、施設内で起きている非常時(火災や事件等)が視覚的に認識するための光警報装置を指す。

【設置する上での配慮事項】

- 消防庁の規定では“白色”に設定されているが、天井や壁の色が白色の場合、フラッシュライトの色が見やすいよう、明度等の調整が必要である。
- トイレの場合、各個室から認識できる位置に設定する。

4. 建築物特定事業

(ア) 建築物のバリアフリー化 ②【P.79】

No.	項目	配慮事項
5	駐車場	利用したい人がいつでも利用しやすい環境への配慮(車いす利用者用駐車施設の不正利用防止のための障害物は排除して駐車カードを発行する等)
6	駐輪場	施設利用者の駐輪場の整備及び定期的な整理・整頓(利用しやすい広さ・スタンド等)
7	その他の設備	授乳室や乳幼児用ベッド、ベンチの設置
		貸出し用の車いすやベビーカーなどの設置と利用案内
		医療施設など、受付や窓口がある施設では、車いすに対応したカウンターを設け、聴覚障がい者に対応した呼び出し方法に配慮(電光掲示、バイブレーター等)
		商業施設では、車いすでも利用しやすい幅の広いレジレーンを設け、優先して利用できるように配慮
		来街者の多い施設などでは、障がいがあっても施設の魅力に触れられるような工夫に配慮
8	案内	見やすく、シンプルでわかりやすい案内表示を設置(遠くからでも建物位置を把握できるサイン、全体案内図、利用案内、トイレなどの大きなピクトグラム(標準案内用図記号)表示、弱視・色弱者に配慮した色使い、触知図*、点字、車いすに配慮した高さ、多言語化・ルビ・やさしい日本語の使用等)
		トイレ出入口付近への触知図や音声案内を設置(視覚障がい者がトイレ内の配置を把握できるように配慮)
		視覚障がい者誘導用ブロックを適切に設置(道路境界や建物内の案内施設・エレベーター・階段前等の必要な箇所への設置JIS規格への適合、周囲との色の差の確保、ブロック上が足ふきマットや物などで覆われないように配慮等)
		主要な出入口・エレベーター・エスカレーター・トイレ等には、視覚障がい者を安全に誘導するための音声誘導装置による案内を設置
		障がい者等への特別な配慮やサービスが可能な場合は、その内容をホームページや、施設のわかりやすい場所に掲示(筆談対応、個別案内、通用口の利用など)
9	防災	避難経路等について、だれもがわかりやすい多様な案内を表示(ピクトグラムや多言語化、ルビ、やさしい日本語の使用等)

車椅子利用者 など

バリアフリートイレと同様、“本当に必要とする人が利用できない”という問題が生じている。国土交通省で作成している啓発ポスターの掲示と合わせ、パーキング・パーミット制度の導入や、管理事務所付近に車いす利用者用駐車施設を設置して管理する等、適正利用のための取組が必要である。
参考：車椅子利用者用駐車施設等の適正利用に関するガイドライン
(https://www.mlit.go.jp/sogoseisaku/barrierfree/sosei_barrierfree_tk_000322.html)

車椅子利用者 など

窓口や案内カウンターに車いすに対応したカウンターを設ける場合、利用頻度に関わらず、利用者が気持ちよく利用しやすいよう、カウンター上にはパンフレット等は置かないよう配慮が必要である。

知的障がい者、発達障がい者、子ども、外国人 など

難しい言葉は理解できないため、小学校低学年でもわかる“やさしい日本語”を用いた案内となるよう配慮が必要である。
※ルビを振ることで情報量が増え、見やすさが低下する恐れもあるため、難しい漢字等はひらがな表記にする等、だれも見やすく、わかりやすい表記とする。

全利用者

不特定多数の利用者が見込まれる公共施設では、一目でその表現内容を理解できるようJIS Z8210に準じたピクトグラム(標準案内用図記号)を利用するようにする。
デザイン性を重視したことによる分かりにくさや見えにくさがないよう、表記の大きさも含めた配慮が必要である。

視覚障がい者

音声案内を設置する場合、確実な情報を取得できるよう、以下の点への配慮が必要である。

- 各種施設や設備の場所を特定する音声案内が聞き取りやすいよう、周辺の音環境の整理を行う。
- 音声案内は、トイレ等の設備が“音像定位のできる位置・方向”への設置が重要である。【音が出ている方向と案内先(音声案内の内容)を一致させる】
- だれでもわかりやすいよう、“やさしい日本語”を用いた、簡潔な案内とする。

4. 建築物特定事業

(ア) 建築物のバリアフリー化 ③【P.79】

No.	項目	配慮事項
10	教育啓発	係員の教育を実施(多様な利用者への適切な対応 等)
		優先利用に関するマナー啓発(エレベーターや車いす使用者用トイレ、車いす使用者用駐車施設について高齢者、障がい者等が優先的に利用できるようにポスターをわかりやすい場所に掲示 等)
11	人的対応・ 接遇	バリアフリー整備が困難な場所や、障がい者単独での利用が難しい場所などでの、人によるサポートなどの対応の充実 (総合案内やインターホンの設置、サービス介助士*の配置など)
		筆談具やコミュニケーション支援ボードの設置及び設置に関する案内の提示
		駐輪場の整理整頓(出入口やスロープ、視覚障がい者誘導用ブロックなどを遮らないように配慮)
		感染症対策によって高齢者、障がい者等の施設利用が不便になることがないように配慮(聴覚障がい者への情報保障、1つ以上は有人レジとする 等)
12	維持管理	施設の使いやすさを保つための維持管理に配慮(点字の擦り減り、舗装のがたつき、清掃など)
13	その他	パソコンやスマートフォン等のICT機器・サービスを利用できないことによるデジタル格差の解消に配慮した情報バリアフリーに配慮 (多種多様な方法による情報伝達 等)

車椅子使用者、視覚障がい者、聴覚障がい など
各障がいの特性や困りごとを把握した上で、適正な支援方法を行えるよう研修等を実施する。(なぜその支援が必要なのかを考える)

知的障がい、発達障がい、精神障がい、自閉症等の見ただけで分かりにくい障がいの方

見ただけで分かりにくい障がいの特性や困りごとを把握した上で、どのような支援が求められ、可能な対応は何かを考える。
ニーズは個々によって異なるものの、基本的には「見守り」の姿勢が求められる。特に、人混みや不慣れな場所ではパニックになりやすいため、安心してもらえるような“やさしい対応”が求められる。

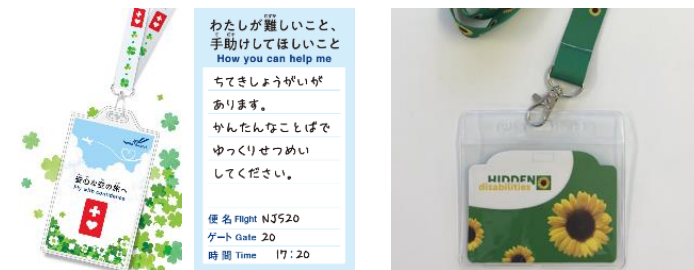
【最新事例：空港の取組】

- ヘルプストラップ(成田国際空港)
- ひまわり支援ストラップ(羽田国際空港、新千歳空港 他)

見ただけで分かりにくい障がいのある方が、一目で障がいがあることが分かるようストラップをかけることで、当事者と管理者ともに支援が受けやすい/しやすい環境を作ることができる。

成田国際空港:<https://www.narita-airport.jp/jp/bf/service/info20>

羽田国際空港:<https://tokyo-haneda.com/service/facilities/sunflower.html>



お手伝いを必要とする人(主に、車椅子使用者・視覚障がい者・聴覚障がい者など)

HP上で、施設内にあるバリアの情報を写真付きで掲載し、その点に対する支援内容や方法、支援を受けられる場所について情報提供する必要がある。
事前に情報を取得できることで、施設利用への安心感や円滑な利用につながる。

5. 路外駐車場特定事業

(ア) 路外駐車場のバリアフリー化【P.87】

No.	項目	配慮事項
1	出入口・敷地内通路	車いす使用者用駐車施設から主要な出入口までのバリアフリー化された通路の確保（段差や溝を設けない、車いす使用者に配慮した幅の確保（最低80cm、90cm以上が望ましい）等）
2	駐車場	バリアフリー駐車施設の設置（安全な乗降空間の確保、出入口付近に設置、国際シンボルマークの表示等）
		乗降時等に雨に濡れないように配慮（車いす使用者用駐車施設から主要な出入口までの経路に屋根を設置する等）
		利用したい人がいつでも利用しやすい環境への配慮（車いす使用者用駐車施設の不正利用防止のための障害物は排除して駐車カードを発行する等）
3	案内	見やすく、シンプルでわかりやすい案内表示を設置（利用案内、弱視・色弱者に配慮した色使い、車いすに配慮した高さ、多言語化・ルビ・やさしい日本語の使用等）
4	防災	避難経路等について、だれもがわかりやすい多様な案内を表示（ピクトグラム、多言語化、ルビ、やさしい日本語の使用等）
5	教育啓発	優先利用に関するマナー啓発（車いす使用者用駐車施設について高齢者、障がい者等が優先的に利用できるようにポスターをわかりやすい場所に掲示等）
6	その他	パソコンやスマートフォン等のICT機器・サービスを利用できないことによるデジタル格差の解消に配慮した情報バリアフリーに配慮（多種多様な方法による情報伝達等）

車椅子利用者 など

福祉車両でも乗降可能なスペースに考慮した空間が確保できることが望ましい。（特に後方から乗降する車両）
また、バリアフリー駐車施設の設置位置が一目で認識できるよう、出入口や駐車場内への案内、駐車施設位置への大きな案内表示が必要である。

【事例：宮崎空港の取組】

出入口から見やすい位置に国際シンボルマークを掲示し、合わせて路面を青色のカラー舗装にしていることで、車椅子使用者用駐車施設があることがわかるようにしている。

また、ターミナルまで連続した上屋を設置している。（一部箇所を除く）



車椅子利用者 など

バリアフリースイッチと同様、“本当に必要とする人が利用できない”という問題が生じている。国土交通省で作成している啓発ポスターの掲示と合わせ、パーキング・パーミット制度の導入や、管理事務所付近に車いす使用者用駐車施設を設置して管理する等、適正利用のための取組が必要である。

参考：車椅子使用者用駐車施設等の適正利用に関するガイドライン
(https://www.mlit.go.jp/sogoseisaku/barrierfree/sosei_barrierfree_tk_000322.html)

知的障がい者、発達障がい者、子ども、外国人 など

難しい言葉は理解できないため、小学校低学年でもわかる“やさしい日本語”を用いた案内となるよう配慮が必要である。

※ルビを振ることで情報量が増え、見やすさが低下する恐れもあるため、難しい漢字等はひらがな表記にする等、だれも見やすく、わかりやすい表記とする。

全利用者

不特定多数の利用者が見込まれる公共施設では、一目でその表現内容を理解できるようJIS Z8210でピクトグラム(標準案内用図記号)を規定されている。異なる場所でも統一した情報提供がなされることで、利用者の円滑な移動に寄与されるため、案内を作成する際には配慮が必要である。

6. 都市公園特定事業

(ア) 公園・緑地のバリアフリー化【P.88】

No.	項目	配慮事項
1	園路	バリアフリー化された園路の確保 (主要な動線はがたつきなどがなく、平坦で固くしまった舗装にする 等)
2	トイレ	バリアフリースイートの設置 (高齢者、障がい者等が利用しやすい場所への設置、広い空間、手すり、大型ベッド、オストメイト対応設備)
		車いす利用者用トイレの利用集中の回避 (ベビーチェアやベビーベッドは男女別トイレにそれぞれ設置する 等)
		男女別トイレの改善 (洋式化、子供用便座、手すり、車いす利用者やベビーカー利用者も利用可能な広めの便房 等)
		トイレ内部を認識しやすい工夫への配慮(洗浄ボタンやペーパーの配置の統一、トイレ内の配置や各ボタンの使い方などについてわかりやすい案内や説明書きを設ける、床と壁・便器・手すりなどのコントラストを確保 等)
		非常事態を聴覚障がい者に知らせることができるフラッシュライト等の設置
		バリアフリースイートに尿器(尿瓶、差し込み式便器等)を配置
3	駐輪場	駐輪場の整理整頓(出入口やスロープ、視覚障がい者誘導用ブロックなどを遮らないように配慮)
4	遊具	インクルーシブ遊具の導入を推進
5	案内	見やすく、シンプルでわかりやすい案内表示を設置 (全体案内図、利用案内、トイレなどの大きなピクトグラム(標準案内用図記号)表示、弱視・色弱者に配慮した色使い、触知図、点字、車いすに配慮した高さ、多言語化・ルビ・やさしい日本語の使用 等)
		トイレ出入口付近への触知図や音声案内を設置 (視覚障がい者がトイレ内の配置を把握できるように配慮)
6	防災	避難経路等について、だれもがわかりやすい多様な案内を表示 (ピクトグラム、多言語化、ルビ、やさしい日本語の使用等)
7	維持管理	トイレや園路の適切な維持管理(トイレ内の設備、園路の舗装、落ち葉 等)
8	教育啓発	優先利用に関するマナー啓発 (車いす利用者用トイレについて高齢者、障がい者等が優先的に利用できるようにポスターをわかりやすい場所に掲示 等)
		自転車利用者へのルール啓発

車椅子利用者、ベビーカー など
 移動時にがたがたしない舗装を選択する。
 インターロッキングブロックを用いる場合、ユニバーサルデザインに配慮したブロックとする等、スムーズな移動に配慮した舗装とする。

車椅子利用者、肢体不自由者、知的障がい者、発達障がい者、子ども連れ など
 バリアフリースイートの使用法は利用者によって異なり、必要とする機能が異なる。
 例:便器への背もたれの有無、大型ベッドの有無 等
 具体的にこういった機能が便房内にあるのか、HP等に“写真付き”で情報提供されていると、当事者は施設選択がしやすくなる。

聴覚障がい者
 ここでいう“フラッシュライト”は火災報知器等とは別に、トイレや授乳室等の個室空間に聴覚障がい者がいる場合に、施設内で起きている非常時(火災や事件等)が視覚的に認識するための光警報装置を指す。
【設置する上での配慮事項】
 ● 消防庁の規定では“白色”に設定されているが、天井や壁の色が白色の場合、フラッシュライトの色が見やすいよう、明度等の調整が必要である。
 ● トイレの場合、各個室から認識できる位置に設定する。

全利用者(特に健常者)
 障がいをお持ちの子どもと一緒に遊ぶことに対する親世代への抵抗感をなくすための周知啓発活動も合わせて必要である。
 ※子ども同士で遊ぶことはバリアフリー教室等で抵抗感はないものの、親世代の障がい者に対する認識がハレモノ感が多少あるため。

知的障がい者、発達障がい者、子ども、外国人 など
 難しい言葉は理解できないため、小学校低学年でもわかる“やさしい日本語”を用いた案内となるよう配慮が必要である。
 ※ルビを振ることで情報量が増え、見やすさが低下する恐れもあるため、難しい漢字等はひらがな表記にする等、だれも見やすく、わかりやすい表記とする。

全利用者
 不特定多数の利用者が見込まれる公共施設では、一目でその表現内容を理解できるようにJIS Z8210に準じたピクトグラム(標準案内用図記号)を利用するようにする。
 デザイン性を重視したことによる分かりにくさや見えにくさがないよう、表記の大きさも含めた配慮が必要である。

視覚障がい者
 視覚障がい者の公園利用に配慮し、出入口から音声案内や触知案内図を設置している箇所へ誘導用ブロックを敷設すると良い。【市民意見より】

7. その他の事業

(ア) 海水浴場のバリアフリー化【P.90】

No.	項目	配慮事項
1	移動	安全な歩行空間の確保
		車いす使用者が波打ち際まで近寄れるための工夫
2	案内	だれもがわかりやすい公共サインの充実 (ピクトグラム、多言語化、ルビ、やさしい日本語の使用 等)
3	その他の設備	休憩用のベンチなどの設置

車椅子利用者 など

ランディーズやチェアボードのように、車椅子でも海が楽しめる車椅子の貸出を行う等、だれもが海を楽しむための環境整備があると良い。
合わせて、車椅子対応の更衣室やシャワールーム、トイレ等の整備も必要となります。

【ランディーズ(特殊車椅子)】

低圧力バルーンタイヤがついた水陸両用車いす。バルーンタイヤは通常のタイヤより幅が広く、ふかふかしているため、車いすで走行が困難な凸凹道や砂浜、水辺などを走行することができる。

導入事例:茨城県大洗Ⅲビーチ海水浴場



【チェアボード(水陸両用車椅子)】

アルミ製のフレームに特殊タイヤを装備している。砂浜を軽々と動きまわることができ、海に入ればタイヤがフロート(浮き輪)代わりになって浮かぶスイング構造を採用。椅子の位置を下げて重心が下がることで、水面での安定性が向上するため、安心して乗車できる。

導入事例:沖縄県沖縄のオリオンECO美らSUNビーチ



知的障がい者、発達障がい者、子ども、外国人 など

難しい言葉は理解できないため、小学校低学年でもわかる“やさしい日本語”を用いた案内となるよう配慮が必要である。

※ ルビを振ることで情報量が増え、見やすさが低下する恐れもあるため、難しい漢字等はひらがな表記にする等、だれも見やすく、わかりやすい表記とする。

全利用者

不特定多数の利用者が見込まれる公共施設では、一目でその表現内容を理解できるようJIS Z8210に準じたピクトグラム(標準案内用図記号)を利用するようにする。

デザイン性を重視したことによる分かりにくさや見えにくさがないよう、表記の大きさも含めた配慮が必要である。